

島根県医師国民健康保険組合 規約・規程集

(令和4年4月作成)

1. 島根県医師国民健康保険組合「規約」
【最終改正 令和4年3月（令和4年4月1日施行）P1～P13】
2. 島根県医師国民健康保険組合「運営規程」
【最終改正 令和2年7月（令和2年1月1日施行）P14～P17】
3. 島根県医師国民健康保険組合「保健事業実施要綱」
【最終改正 令和元年4月（平成31年4月1日施行）P18～P21】

島根県医師国民健康保険組合

所在地 〒690-8535 松江市袖師町1番31号 島根県医師会館内
電話 0852-26-3100 FAX 0852-26-3104
URL <https://shimane-ikokuho.or.jp>
E-mail isi-kokuho@ns.shimane.med.or.jp

島根県医師国民健康保険組合 宛て [FAX: 0852-26-3104]

(送付先) 所在地 (〒 -)
 名称
 組合員氏名

(連絡先電話 - -)

※ 郵送の場合は上記送付先にお送りします。

申請様式等送付依頼書

	様式番号	様 式 名	部数
資格取得・喪失等適用、各種保険給付	様式第1号	国民健康保険被保険者資格取得届	部
	様式第1号-2	国民健康保険被保険者住所氏名変更届	部
	様式第2号	国民健康保険被保険者包括資格喪失届	部
	様式第2号-2	国民健康保険被保険者資格喪失届	部
	様式第3号	国民健康保険法第116条 該当・非該当 届	部
	様式第4号	国民健康保険特別被保険者証交付申請書	部
	様式第5号	国民健康保険被保険者証再交付申請書	部
	様式第6号	国民健康保険高額療養費支給申請書	部
	様式第7号	国民健康保険療養費支給申請書	部
	様式第8号	出産育児一時金支給申請書	部
	様式第9号	葬祭費支給請求書	部
	様式第10号	傷病手当金支給申請書(組合員入院)	部
	様式第10号-2	傷病手当金支給申請書(組合員入院外)	部
	様式第10号-3	傷病手当金支給申請書(准組合員入院)	部
	様式第10号-4-1	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 傷病手当金支給申請書(組合員・准組合員 記入用)	部
	様式第10号-4-2	国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)	部
	様式第10号-4-3	国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)	部
	様式第10号-4-4	国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)	部
	様式号外	国民健康保険限度額適用等認定申請書	部
	様式号外	国民健康保険後期高齢の組合員資格喪失届	部
	様式号外	高齢者受給者証再交付申請書	部
	様式号外	保険料納入証明書	部
	様式号外	規約第28条適用に係る保険料減免申請書	部
	様式号外	個人情報保護シール(8枚/シート)	シート
	様式号外	健康保険被保険者適用除外承認申請書	部
	様式号外	各種申請用封筒(長3)	部
	様式号外	個人番号(マイナンバー)情報提出用封筒(長40)	部
	様式号外	申請様式等送付依頼書 ※本様式	部

	様式番号	様 式 名	部数
保健事業	保健事業様式第1号	人間ドック実施費用交付申請書	部
	保健事業様式第1号〔続き〕(1/2)	質問票(特定健康診査用)	部
	保健事業様式第1号〔続き〕(2/2)	特定健康診査データ提供用紙	部
	保健事業様式第2号	A B C 検診実施費用交付申請書	部
	保健事業様式第4号	がん検診事業 費用交付申請書	部
	保健事業様式第4号-1	がん検診事業 個人別実施明細書	部
	保健事業様式第5号	保養施設等利用助成金申請書	部
	保健事業様式第6号	インフルエンザ予防接種補助申請書	部
	保健事業様式第7号	死亡見舞金支給申請書	部

	様式番号	様 式 名	部数
* 特定健診	特定健診データ提供様式第1号	「特定健康診査」データ提供について	部
	特定健診データ提供様式第2号	質問票(特定健康診査用)	部
	特定健診データ提供様式第3号	特定健康診査データ提供用紙	部

* 「特定健診」様式は特定健診実施医療機関でない機関、または労働安全衛生法等による職場健診におけるデータ提供の場合にご使用下さい。(データ提供料を支給いたします)

島根県医師国民健康保険組合規約

(昭和33年6月制定)

(最終改正 令和4年3月)

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、島根県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、事務所を島根県松江市袖師町1番31号島根県医師会館内に置く。

(地区)

第4条 組合は、島根県の区域内の市町村の区域をその地区とする。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、医師国保だよりに掲載して行う。

第2章 組合員

(被保険者の区分)

第6条 組合は、組合員及び組合員の世帯に属する家族並びに准組合員をもって被保険者とする。

(組合員の範囲)

第7条 組合員は、一般社団法人島根県医師会の会員とする。

第7条の2 組合員は、医療及び福祉の事業又は業務に従事する者とする。

2 組合員が、医療及び福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

(准組合員の範囲)

第8条 准組合員は、組合員に雇用されている従業員とする。

(加入の申込み)

第9条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用する事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律70号）第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びにその世帯に属する家族及び雇用する従業員の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2 前項の加入の申込みをした者は、理事長が加入の申込みを受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第1項の申込みのあった日から30日以内にしなければならない。

(変更の届出)

第9条の2 第9条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出)

第9条の3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2 前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

第10条 削除

(脱退)

第11条 組合員は、組合を脱退するには、1月前までに通知しなければならない。

(除名)

第12条 組合は、次の各号の一に該当する組合員を、理事会の議決によって、除名することができる。

- 一 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。
- 二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込みに当たって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第3章 保険給付

(一部負担金)

第13条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 一 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- 二 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2
- 四 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(出産育児一時金)

第14条 組合は、組合員、被保険者である家族及び准組合員が出産したときは、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、規定で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第15条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、死亡した者が組合員の場合は250,000円、家族の場合は100,000円、准組合員の場合は50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(傷病手当金)

第16条 組合は、被保険者である組合員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条第1項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第33条ノ16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。）が療養の給付を受け、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、その期間、傷病手当金を支給する。ただし、入院外給付にあつては、事業又は業務に従事することができない期間が30日（入院と入院外給付が継続している場合は、入院日を含める。）以上であるときに限り支給する。

2 傷病手当金の額は、次の区分による。ただし、支給期間については、当該組合員が組合員である期間を通算して360日を限度とする。

一 入院1日につき 10,000円

二 入院外1日につき 6,000円

3 組合は、准組合員が入院して、療養の給付を受けた場合においては、当該給付を受けた期間、傷病手当金として1日につき3,000円を支給する。ただし、支給期間については、当該准組合員が准組合員である期間を通算して180日を限度とする。

4 傷病手当金は、療養の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して6月以内に請求するものとし、この期間を超えて請求されたものについては、支給しないものとする。ただし、理事長が請求の遅延について止むを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

5 前4項の規定にかかわらず、被保険者が第16条の2から第16条の4までに規定する傷病手当金の支給を受けるときは、本条に規定する傷病手当金の支給は行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第16条の2 組合は、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため業務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その業務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から業務に服することができない期間のうち業務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第16条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けるこ

とができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第16条の4 前条に規定する被保険者（次項において同じ。）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第4章 保健事業

（保健事業）

第17条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下この章において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- 一 健康教育
- 二 健康相談
- 三 健康診査
- 四 レクリエーション
- 五 保養施設等の利用
- 六 その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

（死亡見舞金）

第17条の2 組合は、後期高齢者の組合員が死亡したときは当該組合員の世帯に属する遺族に対し、死亡見舞金として20,000円を支給する。

2 前項に掲げる遺族の範囲は、組合員の死亡の当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫及び祖父母

3 第1項に掲げる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とする。

4 死亡見舞金を受ける権利を有する者が2人以上ある場合の死亡見舞金の額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

第18条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第19条 被保険者等でない者に第17条の保健事業を利用させる場合における使用料については、別に定める。

第5章 保険料

（保険料の賦課額）

第20条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

一 組合員（高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。） 月額32,000円

ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） 月額4,500円

ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） 月額5,000円

二 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として 月額2,000円とする。

三 被保険者である家族については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該家族が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 月額7,000円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額4,500円

ハ 介護納付金賦課額 月額5,000円

四 准組合員については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該准組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 月額7,500円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額4,500円

ハ 介護納付金賦課額 月額5,000円

（賦課期日）

第21条 保険料の賦課期日は、毎月1日とする。

（納期）

第22条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

（保険料の変更）

第23条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者である家族若しくは准組合員（以下「組合員に属する被保険者」という。）数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員に属する被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員に属する介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、第20条により算定した額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は組合員に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があ

った日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、第20条により算定した額とする。

（納額告知）

第24条 保険料の額が決定したときは、理事長は速やかに、これを組合員に通知しなければならない。

（督促手数料）

第25条 保険料の督促手数料は、督促状一通につき100円とする。

（延滞金）

第26条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- 一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- 二 次条の規定により保険料の納付期限が延長されたとき。
- 三 その他特別の事情があると理事長が認めた場合

（保険料の納付期限の延長）

第27条 理事長は、組合員が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、3月以内の期間に限って徴収猶予することができる。

- 一 組合員がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 組合員が業務を休止したとき。
- 三 組合員が業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（保険料の減免）

第28条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- 一 第20条の規定にかかわらず、前年中の課税標準額が、閉院により150万円未満となった組合員については、その組合員からの申請に基づき、基礎賦課額を月額9,600円、後期高齢者支援金等賦課額を月額1,350円とし、申請書を受理した日の翌月から適用する。なお、前年所得の適用時期は8月賦課分から1年間とし、減免申請については、各所轄税務署長又は市町村長が発行する課税所得金額に関する証明書を添付の上組合に届け出るものとし、その他特別の事情がある場合については別途協議する。

第6章 組合会

(組合会議員の定数)

第29条 組合会議員（以下「議員」という。）の定数は、30人とする。

(議員の選挙及び選挙区)

第30条 議員は、各選挙区において選挙する。

2 選挙区は、次に掲げる選挙区とし、各選挙区において選挙すべき議員の人数は、郡市医師会ごとに組合員数に比例した次に掲げる人数とし、選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

松江區9人 安来區1人 雲南區2人 出雲區7人 大田區2人 邑智區1人

江津區1人 浜田區3人 益田區2人 鹿足區1人 隠岐區1人

3 議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行うものとする。

(任期)

第31条 議員の任期は、選挙の日から起算して2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議員の兼職の禁止)

第32条 議員は、理事及び監事と兼ねることができない。

(組合会の議決事項)

第33条 組合会は、次に掲げる事項について議決する。

- 一 規約の変更
- 二 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
- 三 収入支出の予算
- 四 決算
- 五 組合の負担となるべき契約（予算をもって定めるものを除く。）
- 六 準備金その他重要な財産の処分
- 七 訴訟の提起及び和解
- 八 特別積立金の繰替使用
- 九 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更

(組合会の種類)

第34条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第35条 理事長は、毎年3月及び8月中において理事会の議決により通常組合会を招集しなければならない。ただし、止むを得ない事情があるときは、その時期を変更することができる。

第36条 理事長は、必要に応じ、理事会の議決により臨時組合会を招集することができる。

(組合会の招集手続)

第37条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的とする事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を議員に送付して行うものとする。

(緊急議決)

第38条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、第33条に掲げる事項については、この限りではない。

(組合会議長及び副議長)

第39条 組合会議長及び副議長は、議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

(組合会の議事)

第40条 組合会の議事は、別段の定めがあるもののほか、議員の半数以上が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 規約の変更又は組合の解散若しくは合併に関する事項は、議員の定数の3分の2以上で決する。

3 やむを得ない理由のため組合会に出席できない議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4 前項の規定により、賛否の明らかにした書面により議事に加わる議員は、出席したものとみなす。

(組合会の議事録)

第41条 組合会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した議員1名が署名しなければならない。

第7章 役員、顧問及び職員

(役員の選任及び定数)

第42条 理事及び監事は、組合会において選任する。

2 理事の定数は、8名とする。

3 監事の定数は、2名とする。

(理事長)

第43条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は組合の業務を総理し、組合を代表する。

(副理事長)

第44条 理事のうち1名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第45条 理事のうち1名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時、組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代行する。

(法令遵守（コンプライアンス）担当理事)

第45条の2 理事のうち1名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。

(役員の任期)

第46条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

(役員の補充)

第47条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3月以内に補充しな

なければならない。

(理事の職務)

第48条 理事は、法令及びこの規約並びに組合会の議決を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の議決により禁止されない限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第49条 監事は、組合の理事及び職員と兼ねることができない。

(監事の職務)

第50条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは複写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第51条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に定める。

(役員の解任)

第52条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員の解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時に行わなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第1項の規定により解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(顧問)

第53条 組合に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事長がこれを委嘱し、組合会の承認を得る。

3 顧問の任期は、理事長の任期による。

(職員)

第54条 組合に次に掲げる職員を置くことができる。

- 一 事務長 1名
- 二 国保課長 1名
- 三 主任主事 1名
- 四 主事 若干名

2 事務長は理事会の同意を得て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

3 事務長は、職員を統括し、理事会の決定に従い、組合の事務を誠実に行わなければならない。

- 4 国保課長は、事務長を補佐し、事務長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 職員は、上司の命を受け所掌事務を処理する。
- 6 職員の給与は、理事長が定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第55条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的とする事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を理事に送付して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第56条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- 一 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- 二 組合業務運営の具体的方針の決定
- 三 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- 四 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第57条 理事会の議事は、理事の半数以上が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的とする事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものみなす。

(理事会の議事録)

第58条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事1名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第59条 理事長は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員は、いつでも、理事長に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合において、理事長は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第60条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 一 保険料並びに使用料及び手数料
- 二 補助金
- 三 寄付金その他の収入

(会計年度及び出納の閉鎖)

第61条 組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 組合の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(特別会計)

第62条 組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別に定める。

(財産の管理)

第63条 組合の財産管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、確実な金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 二 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 三 現金は、金融機関に預け入れること。
- 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第64条 理事長は、通常組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えておかなければならない。

2 理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも、理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合において、理事長は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第65条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事長に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合において、理事長は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

第10章 雑則

(規則及び規程)

第66条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって定める。

第11章 罰則

第67条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過怠金を科する。

第68条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過怠金を科する。

第69条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を科する。

第70条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第71条 第67条から第70条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行日から起算して10日以上を経過した日とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和34年11月から施行する。
ただし第10条の2の規定は、昭和43年1月1日から施行する。
第11条及び第12条の規定は、昭和49年1月1日から適用する。
第16条の規定は、昭和50年4月1日から適用する。
第25条、第26条の規定は、昭和44年10月1日から適用する。
ただし第26条第2項は、昭和45年10月1日から適用する。

(規約の廃止)

- 2 島根県医師特別国民健康保険組合理約（昭和33年6月1日）は廃止する。

(役員等に関する経過規定)

- 3 この規約施行の際、現に理事、監事及び組合会議員である者は、それぞれこの規約の規定により選任された者とみなす。ただし、その任期は従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 4 第26条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

〔 中 略 〕

附則（令和3年12月15日改正）

- 1 この規約は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合理約例第11条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附則（令和4年3月6日改正）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

島根県医師国民健康保険組合 組合員資格に関する判定基準

(平成25年1月26日 理事会決定)

(目的)

第1条 この基準は、島根県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）規約第7条の2の規定に基づき、当組合の組合員が従事する医療及び福祉の事業又は業務の種類を定めることを目的とする。

(組合員の事業又は業務の種類)

第2条 組合員が従事する事業又は業務の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 医療機関又は福祉施設の開設者又は管理者
- 二 医療機関又は福祉施設に勤務する医師
- 三 組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
- 四 上記一及び二に該当しないが、医師等の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
 - ① 医師、看護師、介護士等を育成する教育機関等の教師（講師）
 - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
 - ③ 学校医、産業医、警察医、嘱託医（児童福祉施設）、園医、検案業務に携わる者、代務診療を行う者
 - ④ 公衆衛生活動に携わる者、検査・健診業務に携わる者及び救急救命の業務に携わる者
 - ⑤ 研究機関等において医学・医療・福祉に関する調査・研究・教育を行う者
 - ⑥ 医師会・国民健康保険組合等、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等
 - ⑦ 国又は地方自治体（公的団体を含む。）の所管している外部審議会等の委員
 - ⑧ その他医師会等の事業又は業務に携わる者

(資格確認)

第3条 組合は、組合員が前条に該当する事業又は業務に従事している者であることの資格確認を行なうものとする。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

島根県医師国民健康保険組合運営規程

(昭和36年10月制定)

(最終改正 令和2年7月)

(趣旨)

第1条 島根県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）が行う国民健康保険については、法令及び島根県医師国民健康保険組合規約（以下「規約」という。）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(申請手続き等)

第2条 組合員又は組合に加入しようとする者は、申請書（第14条の国民健康保険高額療養費支給申請書、第15条の国民健康保険療養費支給申請書及び第18条の傷病手当金支給申請書（組合員入院）、傷病手当金支給申請書（准組合員入院）を除く。）、届出書等を理事長に提出するものとする。

(組合員)

第3条 組合員は、一般社団法人島根県医師会（以下「医師会」という。）の会員で島根県に住所を有するものとする。ただし、理事会において島根県に住所を有しないことについてやむを得ない事情があると認めた者はこの限りでない。

2 組合員と同一世帯に2人以上の会員がある場合においては、従たる会員も組合員とする。

(被保険者である家族)

第4条 組合員に属する被保険者である家族は、次に掲げる者で被保険者台帳に登録したものとする。

一 直系尊属

二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者（以下「内縁の配偶者」という。）を含む。）

三 子（婚姻等により他家にある者を除く。）

四 伯叔父母、兄弟姉妹、孫、甥、姪及び内縁の配偶者の子にあっては、同一世帯に属し現に扶養している者

(准組合員)

第5条 准組合員は、組合員に雇用されている技術員、看護師、准看護師、看護師等養成機関の学生・生徒、事務員その他常勤の使用人で、被保険者台帳に登録した者とする。

(被保険者資格の同時喪失)

第6条 組合員が死亡、県外転出又は他法による被保険者となり被保険者資格を喪失したときは、被保険者である家族及び准組合員も同時に資格を喪失するものとする。

(加入の申込み)

第7条 組合に加入しようとする者（組合員に属する家族及び従業員が加入する場合を含む。）は、国民健康保険被保険者資格取得届（様式第1号）により、理事長に加入の申込みをしなければならない。

(変更の届出)

第8条 組合員は、住所若しくは氏名に変更があるとき又は准組合員の氏名に変更があるときは、国民健康保険被保険者住所氏名変更届（様式第1号ー2）に被保険者証を添えて、理事長に届け出なければ

ばならない。

(脱退の届出)

第9条 組合員が、死亡又は県外転出若しくは他法による被保険者となったため組合を脱退するときは、国民健康保険被保険者包括資格喪失届（様式第2号）に被保険者証を添えて、理事長に届け出なければならない。

2 組合員は、被保険者である家族及び准組合員が被保険者の資格を喪失したときは、国民健康保険被保険者資格喪失届（様式第2号－2）に被保険者証を添えて、理事長に届け出なければならない。

(遠隔地被保険者証の交付)

第10条 組合員は、被保険者である家族が修学のため遠隔地に居住する場合は、国民健康保険法第116条該当届（様式第3号）により、理事長に届け出て、遠隔地被保険者証の交付を受けるものとする。

2 組合員は、修学が終了したときは、国民健康保険法第116条非該当届（様式第3号）に遠隔地被保険者証を添えて、理事長に届け出なければならない。

(特別被保険者証の交付)

第11条 組合員は、当該組合員又は被保険者である家族が、特別の事情により期間を定めて他市町村に居住するときは、国民健康保険特別被保険者証交付申請書（様式第4号）により、理事長に届け出て、特別被保険者証の交付を受けるものとする。

2 組合員は、前項の居住期間が終了したときは、特別被保険者証を理事長に返還しなければならない。

(被保険者証の再交付)

第12条 組合員は、被保険者証を汚損又は紛失したときは、国民健康保険被保険者証再交付申請書（様式第5号）を理事長に提出し、再交付を受けなければならない。

2 組合員は、被保険者証を汚損又は紛失したため返還できないときは、その事実及び理由を記載した届出書を理事長に提出しなければならない。

(自家診療)

第13条 組合員が、自家において、当該組合員、被保険者である家族又は准組合員を診療した場合は、療養の給付を行わない。

(高額療養費の支給)

第14条 高額療養費の支給は、医療機関から請求される診療報酬明細書に基づき、組合が該当者に通知して国民健康保険高額療養費支給申請書（様式第6号）の提出を求めるものとする。

(療養費の支給)

第15条 療養費の支給を受けようとする者は、国民健康保険療養費支給申請書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

(出産育児一時金の支給)

第16条 出産育児一時金の支給を受けようとする者は、医師又は助産師が証明した出産育児一時金支給申請書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の出産育児一時金の支給は、生児分娩及び4月以上の死産に限り支給するものとする。

(葬祭費の支給)

第17条 葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給請求書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

(傷病手当金の支給)

第18条 傷病手当金は、事業又は業務に従事している組合員が療養の給付を受け、その療養のために当

該事業又は業務に従事することができないときに、支給するものとする。

- 2 入院した場合の傷病手当金の支給は、医療機関から請求される診療報酬明細書に基づき、組合が当該組合員に通知して、傷病手当金支給申請書（組合員入院）（様式第10号）の提出を求めるものとする。
- 3 入院外の療養について、傷病手当金の支給を受けようとする組合員は、医師が証明した傷病手当金支給申請書（組合員入院外）（様式第10号－2号）を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の申請があった場合は、当該組合員の療養の給付の状況等を審査のうえ支給の可否を決定するものとする。
- 5 組合員と同一世帯に、2人以上の組合員がいる場合には、それぞれ傷病手当金の支給対象とする。
- 6 組合は、事業又は業務に従事しておらず傷病手当金の支給の対象とならない組合員が、療養の給付を受けた場合には、見舞金を支給することができる。
- 7 准組合員に対する傷病手当金の支給は、医療機関から請求される診療報酬明細書に基づき、組合が当該准組合員に通知して、傷病手当金支給申請書（様式第10号－3）の提出を求め、支給にあたっては当該准組合員の預金口座に振り込むものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第18条の2 規約第16条の2、同第16条の3及び同第16条の4に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を受けようとする組合員または准組合員は、傷病手当金支給申請書（様式第10号－4－1～4）を理事長に提出しなければならない。

（保健事業）

第19条 組合が行う保健事業は、島根県医師国民健康保険組合保健事業実施要綱に定めるところによる。

（保険料の納付）

第20条 保険料の納付は、島根県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）へ委託し、連合会は原則として毎月組合員に支払う診療報酬の中から、規約第20条及び前条の規定により算定した額を引取り収納するものとする。

- 2 連合会からの支払がない組合員及び支払額が保険料額に満たない組合員は、毎月末日までに直接納付するものとする。

（組合会議員の選挙）

第21条 組合会議員の選挙は、各選挙区の郡市医師会に委託するものとする。ただし、隠岐選挙区にあつては、島後医師会及び島前医師会に委託し、両医師会は協議のうえ行うものとする。

（予備議員）

第22条 組合会議員に事故があるときその職務を代行するため、規約第30条に規定する定数内の予備議員を予め選挙する。

- 2 予備議員の選挙及び任期については、規約第30条及び第31条並びに前条の規定を準用する。

（予備議員の兼職禁止）

第23条 予備議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

（議事録署名人）

第24条 組合会の議事録署名人は、議長が会議において指名する。

（費用弁償）

第25条 組合会議員及び予備議員並びに役員、顧問及び職員が出張した場合の旅費の支給は、医師会の

代議員、役員、職員等の例による。

(職員の服務及び給与)

第26条 職員の服務及び給与は、医師会職員の例による。

(その他)

第27条 この規程の実施について必要な細目は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、昭和36年10月1日から施行する。

[中 略]

附則（令和2年7月29日改正）

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。

島根県医師国民健康保険組合保健事業実施要綱

(平成11年4月改正)

(最終改正 平成31年4月)

第1 要旨

この要綱は、組合同約第18条及び運営規程19条に基づき、組合が行う保健事業について必要な事項を定める。

第2 人間ドック事業

1. 実施対象者

組合員（後期高齢者の組合員を含む。）

2. 実施方法

人間ドック（以下「ドック」という。）の実施にあたっては、組合員は次に掲げる指定医療機関の中から選定し、実施期日を予約のうえ実施する。

松江市立病院、松江赤十字病院、安来市立病院、雲南市立病院、町立奥出雲病院、出雲市立総合医療センター、大田市立病院、済生会江津総合病院、独立行政法人国立病院機構浜田医療センター、益田赤十字病院、公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院、隠岐広域連立隠岐病院、公益財団法人島根県環境保健公社総合健診センター、公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根、島根大学医学部附属病院

3. 検査項目

指定医療機関が定めた内容による。

4. 費用負担

（1） ドックの費用は、組合員が実施の際に支払った後、組合に人間ドック実施費用交付申請書（保健事業様式第1号）に、検査項目・検査結果（写し可）、領収書（写し可）を添えて提出する。但し、特定健康診査のデータ提供を行う場合は、特定健康診査データ提供用紙（保健事業様式第1号〔続き〕）を提出することとする。

（2） 組合は、前項の申請に基づき30,000円を限度として助成する。但し、特定健康診査のデータ提供を行う場合は、データ提供料として1,000円を追加助成する。

第3 ABC検診事業

1. 実施対象者

組合員、被保険者である家族、准組合員（看護学生、生徒を除く。）で、当年度に特定健康診査を実施した者。

2. 実施方法

実施対象者は、実施期日を予約のうえ実施する。

3. 検査項目

ABC検診（当分の間1回を限度とする。）

4. 費用負担

（1） 費用は、実施対象者が実施の際に支払った後、組合員が申請者として組合にABC検診実施

費用交付申請書（保健事業様式第2号）に、領収書（写し可）を添えて提出する。

（2）組合は、前項の申請に基づき申請内容を審査の上、1人当たり2,000円を限度として助成する。

第4 一般健康診断事業

1. 実施対象者

組合員（後期高齢者の組合員を含む。）、被保険者である家族、准組合員（看護学生、生徒を除く。）

2. 実施方法

郡市医師会の取りまとめによる集団検診として郡市医師会が定める健診方式で実施する。実施にあたっては、郡市医師会から予め実施要綱（様式随意、実施日・実施機関・検査項目・実施予定人数を記載のこと。）を提出する。

3. 検査項目等

内臓脂肪型肥満に着目した検査項目及び各郡市医師会で定める検査項目とし、同一の検査は年1回を限度とする。

4. 費用負担

（1） 郡市医師会は個人別健診実施明細書（保健事業様式第3号）を取りまとめの上、健診実施費用支給申請書（様式随意）を組合へ提出する。

（2） 健診費用の算定にあたっては、社会保険診療報酬に基づき組合が定めた額を限度とする。
但し、特定健康診査対象者における特定健康診査の基本的な項目及び追加の項目、詳細な項目については対象としない。

（3） 組合は、前項の申請に基づき申請内容を審査の上、1人当たり8,000円を限度として助成する。

第5 がん検診事業

1. 実施対象者

組合員（後期高齢者の組合員を含む。）、被保険者である家族、准組合員（看護学生、生徒を除く。）

2. 実施方法

I）実施対象者は、実施期日を予約のうえ個別検診として実施する。

II）郡市医師会の取りまとめによる集団検診として実施する。実施にあたっては、郡市医師会から予め実施要綱（様式随意、実施日・実施機関・検査項目・実施予定人数を記載のこと。）を提出する。

3. 検査項目

検査対象項目（厚労省補助対象項目）は以下のとおりとする。

①胃がん（「胃内視鏡検査」又は「胃部エックス線検査」）

②肺がん（「胸部エックス線検査」又は「胸部エックス線検査及び喀痰細胞診」、「胸部CT検査」）

③大腸がん（「便潜血検査」）

④乳がん（「乳房エックス線検査」又は「視触診及び乳房エックス線検査」）

⑤子宮頸がん（「視診、子宮頸部の細胞診及び内診」）

4. 費用負担

（1） Iに掲げる実施方法の場合

費用は、実施対象者が実施の際に支払った後、組合員が申請者としてがん検診実施費用交

付申請書（保健事業様式第4号）に、がん検診事業個人別実施明細書（保健事業様式第4号-1）、検査項目・検査結果（写し可）、領収書（写し可、検査項目毎の費用額記載のこと）を添えて組合へ提出する。

（2）Ⅱに掲げる実施方法の場合

郡市医師会は、がん検診実施費用交付申請書（保健事業様式第4号-2）、検査項目・検査結果（写し可）を取りまとめの上、がん検診実施費用支給申請書（様式随意）を組合へ提出する。

（3）検診費用の算定にあたっては、社会保険診療報酬に基づき組合で定めた額とする。

（4）組合は、前項の申請に基づき申請内容を審査の上、1人当たり8,000円を限度として助成する。

（5）申請は、当該年度1回限りとする。また、人間ドック事業、一般健康診断事業との重複申請はできない。重複申請の場合、先に申請されたものを優先とする。

第6 保養施設等利用助成事業

1. 実施対象者

組合員（後期高齢者の組合員を含む。）、被保険者である家族、准組合員

2. 実施方法

次に掲げる保養施設等を利用した場合に、費用の一部を助成する。

Ⅰ）さんべ荘、大山宿坊洞明院

3. 費用負担

（1）Ⅰに掲げる施設を利用する場合

① 施設の代表者が証明した保養施設等利用助成金申請書（保健事業様式第4号）を提出して申請する。

② 組合は、申請内容を審査のうえ、宿泊は1人1泊につき3,000円、休憩1人につき1,000円を助成する。

第7 インフルエンザ予防接種補助事業

1. 実施対象者

後期高齢者の組合員

2. 接種期間

毎年、10月1日から2月28日まで

3. 費用負担

（1）予防接種の費用は、後期高齢者の組合員が接種の際に支払った後、組合にインフルエンザ予防接種補助申請書（保健事業様式第5号）に、領収書（原本）を添えて提出する。

（2）組合は、前項の申請に基づき自己負担額の全額を助成する。

第8 死亡見舞金

1. 対象者

後期高齢者の組合員

2. 支給規程

後期高齢者の組合員が死亡したときは、当該組合員の世帯に属する遺族に対し、死亡見舞金を支給する。

3. 申請方法

- (1) 死亡見舞金の支給を受けようとする者は、死亡見舞金支給申請書（保健事業様式第6号）を理事長に提出する。
- (2) 組合は、前項の申請に基づき20,000円を支給する。

附則

- 1 この改正要綱は平成11年4月1日から施行する。

〔 中 略 〕

附則（平成31年4月10日一部改正）

- 1 この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

感染を防ぐ！生活習慣

感染症は、乳幼児から高齢者まで、誰もがかかる可能性があります。感染症から身を守るために、普段から取り組んでおきたいこと。それは、予防対策と抵抗力の高い体づくりです。一人ひとりが、できることから確実に実践し、感染しないよう心掛けましょう。

正しい手洗い

外出先から帰ったとき、調理の前後、食事前など、小まめに石けんで手を洗いましょう。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておく
- ・時計や指輪は外しておく



流水でよく手をぬらし、石けんをつけ、手のひら、手の甲、指先、指の間、親指と手のひらをねじり洗いし、手首も忘れずに洗う

十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

アルコール製剤で手を消毒するのも効果的です



咳エチケット

咳やくしゃみが出るとき、特に電車や職場、学校など、人が多く集まる場所では、マスクの着用を含めた咳エチケットの徹底を。



マスクを正しく着用する
(口・鼻を確実に覆う)



マスクがないとき

ティッシュ・ハンカチなどで口・鼻を覆う(素手で覆うのはやめましょう)



とっさのとき

袖や上着の内側で口・鼻を覆う

感染症に負けない体づくり

普段から規則正しい生活で感染しづらい環境を整え、健康を維持・向上しましょう。

十分な睡眠をとる

睡眠不足で免疫の働きは低下します。十分な睡眠をとって抵抗力アップを。



栄養バランスの良い食事を心掛ける

さまざまな種類の食材をとり、体力・抵抗力を高めましょう。



ストレスは適度に発散する

ストレスを受けると、自律神経が乱れて抵抗力が弱まります。



体を温める

体が冷えると血流が悪くなり抵抗力が落ちます。食事、運動、入浴など、体を温める習慣づくりを。



人混みはなるべく避ける

特に高齢の方や基礎疾患のある方などは不要不急の外出を控えましょう。



部屋の換気を適度に行う

部屋のウイルス量を減らすために、窓や扉を開けて空気を新鮮に保ちましょう。



予防接種を受ける

感染症には、ワクチンで予防できるものがあります。ワクチンを打つことで、あらかじめその病原体に対する免疫をつくり、たとえ病原体が体内に侵入しても、発病しない、もしくは発病しても症状が軽く済むようになります。



～保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください～

島根県医師国民健康保険組合

【所在地】〒690-8535 松江市袖師町1番31号 島根県医師会館内 【電話】(0852)26-3100 【FAX】(0852)26-3104
URL: <http://shimane-ikokuho.or.jp> E-mail: isi-kokuho@ns.shimane.med.or.jp